

本資料のうち、枠囲みの内容
は、機密事項に属しますので公
開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7補足-028-10-43 改2
提出年月日	2020年8月26日

重大事故等対処設備の動的機能維持要求の整理について

2020年8月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 重大事故等対処設備に要求される機能維持の考え方について

設計基準対象設備（以下「DB設備」という。）では、従前から全ての動的設備のうち、JEAG 4601-1984に基づき動的機能維持が要求される設備を整理した上で、動的機能維持評価を実施している。重大事故等対処設備（以下「SA設備」という。）の動的機能維持要求の有無についても、JEAG 4601-1984を踏まえ整理している。

JEAG 4601-1984に基づくDB設備に関する動的機能維持要求の整理に対し、SA設備を加えたものを表1に示す。

【地震従属事象に対する考え方】

「重大事故等対処施設の耐震設計における重大事故と地震の組合せについて」（KK7 補足-024-6）に示すとおり、地震に対しては耐震重要度分類Sクラス施設が健全であることによって事象を収束させることができあり、SAは地震の独立事象と整理されていることから、SA設備にはDB設備のように地震従属事象への対処に必要な設備はなく、地震時機能維持 α が要求される設備は無い（表1の【A】の説明）。

【地震独立事象に対する考え方】

SAは地震の独立事象であること及び、JEAG 4601-1984に「LOCA後、一般的な隔離弁は直ちに閉となるため、地震時の動的機能維持の必要はない。」と記載されていることを踏まえ、確率論的な組合せを考慮することにより、事象発生後短期（3日未満）のみ動作し、その後の動作要求の無い原子炉格納容器（PCV）隔離弁については、DB設備と同様に動的機能維持は不要と整理している（表1の【B】の説明）。

また、JEAG 4601-1984では、事象発生からの期間を限定せず事象後に必要な機器・弁について地震後機能維持 β が要求されると例示されており、DB設備はその例示に準じて整理し、SA設備のうち機器についてもDBと同様に地震後機能維持 β が要求されると整理している。

一方、SA設備のうち弁については上記PCV隔離弁と同様に確率論的な組合せを考慮し、原則として事象発生後長期間（3日以上）使用する弁について地震後機能維持 β が要求されると整理している。（表1の【C】の説明）。

なお、今回工認においてSA時に動作が要求される弁は、事象発生後短期（3日未満）において動作させる弁、又は事象発生後長期（3日以上）において手動による操作を行う弁であることから、動的機能維持評価は不要と整理している。

2. 動的機能維持評価（解析）における動作時荷重の考慮について

動的機能維持評価（解析）においては、地震時／後機能維持によらず保守的な設定として動作時の荷重を含めた評価を実施している。

これは、従前の構造強度評価における基礎ボルト等の評価において、ポンプ振動による震度Cpを保守的に考慮していることと評価の考え方を整合させたものである。

表1 J E A G 4 6 0 1-1984に基づく動的機能維持要求の整理

	動作時期	D B 設備	S A 設備
地震従属事象への対処に必要な設備	地震時	<p>α : 地震時機能維持</p> <p>(考え方) 地震時に動作が必要な機器 (設備の例) 制御棒, 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する弁</p>	<p>—: 対象設備無し 【A】</p> <p>(考え方) S Aは「地震の従属事象」ではなく「地震の独立事象」となることを確認しているため、動的機能維持が必要な設備は無い。</p>
	地震後	<p>β : 地震後機能維持</p> <p>(考え方) 地震による原子炉停止後に冷温停止するために動作が必要な機器 (設備の例) 主蒸気逃がし安全弁, 原子炉隔離時冷却系タービン</p>	
地震独立事象への対処に必要な設備	事象発生後 短期	<p>—: 不要</p> <p>(考え方) 事象発生直後のみ動作する P C V 隔離弁 (設備の例) L O C A直後のみ動作, その後の動作要求の無い P C V 隔離弁</p>	<p>—: 不要 【B】</p> <p>(考え方) 事象発生後短期(3日未満)のみ動作する P C V 隔離弁 (設備の例) 事象発生後短期(3日未満)のみ動作, その後の動作要求の無い P C V 隔離弁</p>
	事象発生後 長期	<p>β : 地震後機能維持</p> <p>(考え方) 事象発生後に動作が必要な機器 (J E A G 4 6 0 1-1984では, 事象発生からの期間を限定せず, 対象設備を例示している)。 (設備の例) E C C S 系ポンプ, E C C S 系の動作に必要な弁, L O C A 後にE C C S 等の停止に伴い動作する P C V 隔離弁</p>	<p>β : 地震後機能維持 【C】</p> <p>(考え方) 弁: 事象発生後長期(3日以上)において動作する弁(今回工認において対象となる弁は無い)。 機器: 事象発生からの期間を限定せず動作が必要な機器 (設備の例) 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</p>

注: 表中で用いている略語を以下に示す。(E C C S : 非常用炉心冷却系) (L O C A : 冷却材喪失事故)

表 II - 1 具体的な動的設備とその分類例 (BWR)

耐震重要度分類	動的機能の分類	系 統	動的機能が要求される機器	要 求 機 能	備 考
A _S	(i) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する弁のうち、その健全性を維持するために動的機能が必要なもの	① 主蒸気系	① 主蒸気隔離弁 ② 逃がし安全弁 (安全弁機能)	$\alpha(S_2)$	図 II - 1 参照 他の動的機能分類で動的機能が要求される弁は除く。
		② 主蒸気ドレン系	① ドレンライン隔離弁	$\alpha(S_2)$	
		③ 給水系	① 給水逆止弁	$\alpha(S_2)$	
		④ 原子炉冷却材淨化系	① 隔離弁	$\alpha(S_2)$	
	(ii) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するために必要な動的設備	① 主蒸気系	① 逃がし安全弁 (逃がし弁機能)	$\beta(S_2)$	図 II - 1 参照
		② 原子炉隔離時冷却系	① タービン, ② 弁 ③ ポンプ	$\beta(S_2)$	図 II - 2 参照
		③ 高圧炉心スプレイ系	① 弁, ② ポンプ	$\beta(S_2)$	図 II - 3 参照
		④ 残留熱除去系 (停止時冷却モード)	① 弁, ② ポンプ	$\beta(S_2)$	図 II - 4 参照
		⑤ 非常用補機冷却系	① 弁, ② ポンプ	$\beta(S_2)$	
		⑥ 非常用電源設備	① ディーゼル ② 弁, ③ ポンプ	$\beta(S_2)$	
	(iii) 原子炉の緊急停止のために、急激に負の反応度を附加するために必要な動的設備、及び原子炉の停止状態を維持するために必要な動的設備	① 制御棒駆動系	① 駆動機構 ② スクラム弁	$\alpha(S_2)$	図 II - 5 参照
	(iv) 原子炉格納容器バウンダリを構成	① 不活性ガス系	① PCV 隔離弁	$\beta(S_1)$	図 II - 6 参照 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損

耐震重要度分類	動的機能の分類	系 統	動的機能が要求される機器	要 求 機 能	備 考	
A _S	する弁のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリ破損の一 定時間後に閉止が必要なもの				(LOCA)後、一般の隔離弁は直ちに閉となるため、地震時の動的機能維持の必要はない。ただし、LOCA後、ECCS等の停止に伴なう原子炉格納容器バウンダリ閉止に必要な弁は、S ₁ 地震後機能維持を要す。 また、他の動的機能分類で動的機能が要求される弁は除く。	
A	(i) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損後、炉心から崩壊熱を除去するため必要な動的設備	① 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心スプレイ系 2) 低圧炉心スプレイ系 3) 残留熱除去系(低圧炉心注水モード)	① 弁, ② ポンプ	β(S ₁)	A _S クラスの(ii)の③で確認 図II-7 参照	
		② 非常用補機冷却系	① 弁, ② ポンプ	β(S ₁)	A _S クラスの(ii)の⑤で確認	
		③ 非常用電源設備	① ディーゼル ② 弁, ③ ポンプ	β(S ₁)	A _S クラスの(ii)の⑥で確認	
		④ 放射性物質の放出を伴なうような事故の際にその外部放散を抑制するために必要な動的設備で、上記耐震A _S クラスの(iv)以外の設備	① 残留熱除去系(PCVスプレイモード)	① 弁, ② ポンプ	β(S ₁)	図II-9 参照
		② 可燃性ガス濃度制御系	① ブロア	β(S ₁)	図II-10 参照	
		③ 非常用ガス処理系	① 排気ファン	β(S ₁)	図II-11 参照	
		④ 非常用補機冷却系	① 弁, ② ポンプ	β(S ₁)	A _S クラスの(ii)の⑤で確認	
		⑤ 非常用電源設備	① ディーゼル ② 弁, ③ ポンプ	β(S ₁)	A _S クラスの(ii)の⑥で確認	
	(iii) 使用済燃料プール水を捕給するため必要な動的設備	① 燃料プール水捕給設備(非常用)	① 弁, ② ポンプ	β(S ₁)		